
平成22年第3回大和町議会定例会会議録

平成22年3月9日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	渋 谷 久 一 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務まちづく り課まちづく り対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 24 号 平成 22 年度大和町一般会計予算」【説明】
- 日程第 3 「議案第 25 号 平成 22 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算【説明】
- 日程第 4 「議案第 26 号 平成 22 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算【説明】
- 日程第 5 「議案第 27 号 平成 22 年度大和町宮床財産区特別会計予算【説明】
- 日程第 6 「議案第 28 号 平成 22 年度大和町吉田財産区特別会計予算【説明】
- 日程第 7 「議案第 29 号 平成 22 年度大和町落合財産区特別会計予算【説明】
- 日程第 8 「議案第 30 号 平成 22 年度大和町奨学事業特別会計予算【説明】
- 日程第 9 「議案第 31 号 平成 22 年度大和町老人保健特別会計予算【説明】
- 日程第 10 「議案第 32 号 平成 22 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算【説明】
- 日程第 11 「議案第 33 号 平成 22 年度大和町下水道事業特別会計予算【説明】
- 日程第 12 「議案第 34 号 平成 22 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算【説明】
- 日程第 13 「議案第 35 号 平成 22 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算【説明】
- 日程第 14 「議案第 36 号 平成 22 年度大和町水道事業会計予算」【説明】
- 日程第 15 「予算特別委員会の設置について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9 時 58 分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

みなさん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、1 番藤巻博史君及び 2 番松川利充君を指名します。

- 日程第 2 「議案第 24号 平成 22 年度大和町一般会計予算」
- 日程第 3 「議案第 25号 平成 22 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 4 「議案第 26号 平成 22 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 5 「議案第 27号 平成 22 年度大和町宮床財産区特別会計予算
- 日程第 6 「議案第 28号 平成 22 年度大和町吉田財産区特別会計予算
- 日程第 7 「議案第 29号 平成 22 年度大和町落合財産区特別会計予算
- 日程第 8 「議案第 30号 平成 22 年度大和町奨学事業特別会計予算
- 日程第 9 「議案第 31号 平成 22 年度大和町老人保健特別会計予算
- 日程第 10 「議案第 32号 平成 22 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 11 「議案第 33号 平成 22 年度大和町下水道事業特別会計予算
- 日程第 12 「議案第 34号 平成 22 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 13 「議案第 35号 平成 22 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
- 日程第 14 「議案第 36号 平成 22 年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 2、議案第 24号 平成 22 年度大和町一般会計予算から日程第 14 議案第 36号 平成 22 年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

おはようございます。

予算に関する説明書 84 ページからになります。

9 款教育費 4 項社会教育費 1 目社会教育総務費についてご説明を申し上げます。

生涯学習課、公民館関係の主要な施策概要、別冊でございますけれども、36ページから掲載いたしておりますので、あわせてご参照いただければと思うところでございます。

1目の主な事業といたしましては、生涯学習推進のため生涯学習まつりの開催のほか、パソコン技術講習、家庭教育、子育て学習推進、青少年教育、成人教育、そして社会教育施設の管理を行うものでございます。これらの事業に要します経費の主なものについてご説明を申し上げます。

1節報酬につきましては、社会教育委員15名分でございます。

8節報償費は、まほろば大学での文化講演会、各種教室や講座のほか、放課後子供教室、学校支援地域本部事業のコーディネーターへの謝金、原阿佐緒賞の選考委員への謝金等となっているところでございます。

9節旅費でございますが、このうち特別旅費につきましては、たいわっ子夢航路、たいわっ子未来塾、たいわっ子冒険塾、ジュニアリーダー事業の研修旅費、原阿佐緒賞選考委員等の旅費となっているところでございます。

11節需用費につきましては、放課後子供教室などの各種教室の消耗品が大きなものとなっております。

印刷製品費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学の案内チラシ、各種教室の資料や活動記録の印刷代でございます。

85ページをごらんいただきたいと思います。

12節役務費の広告料につきましては、原阿佐緒賞の短歌募集を月刊誌短歌と現代短歌に掲載し、全国から公募するものでございます。

火災保険料、原阿佐緒記念館を初め社会教育施設の建物及び動産の保険料となっております。

13節につきましては、町民パソコン教室、ジュニアリーダー業務及び原阿佐緒記念館などの社会教育施設の管理と警備業務の委託料でございます。

14節でございますけれども、土地借上料は民俗談話室敷地等の借り上げ分でございます。

車借上料につきましては、ジュニアリーダー研修、たいわっ子未来塾などのマイクロバス借り上げが主なものとなっております。

19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合への視聴覚関係負担金外2件でございます。

補助金は、町PTA联合会外2件となっております。

次に、2目の公民館費についてでございます。

公民館の運営費用であります総務費のほか、青少年から成人、婦人、高齢者までの事業活動、町民文化財等の芸術文化推進事業、図書室運営事業の経費をお願いするものでございます。

1節報酬につきましては、公民館の分館長42名分と嘱託公民館長報酬となっております。

86ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、図書室のパート4名分でございます。

8節報償費でございますが、公民館事業の各種講座に対する講師謝礼金、成人式、町民文化祭、小中学校の書き初め、席書大会等の記念品代などとなっております。

11節需用費の主なものは、コピー代等の一般事務用品のほか、各教室等講座の材料費、資料の印刷代などとなっております。

13節委託料につきましては、町民文化祭などの催しの際に音響・照明等の操作人員が不足いたしますので臨時的に委託する分となっております。

14節につきましては、図書管理システムリース料や各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

18節備品購入費につきましては、庁用器具費といたしまして資料作成用丁合器購入費用となっております。

19節につきましては、県青年体育大会、文化祭等に対する負担金及び町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。

87ページをご覧いただきたいと思っております。

続きまして、文化財保護費でございますが、文化財の保護と普及に努めるもののほか、個人住宅建築等に伴う開発の発掘調査及び整理作業に要する費用を計上いたしております。

1節報酬は、文化財保護委員5名分でございます。

7節賃金につきましては、遺跡発掘と整理の作業員及び発掘調査嘱託員1名分の賃金でございます。

8節報償費は、郷土史講座4回と文化財めぐりの講師謝礼となっております。

9節旅費につきましては、文化財保護委員の費用弁償等でございます。

14節につきましては、発掘調査に係るバックホー、ダンプカーやプレハブほかの賃貸料でございます。

19節補助金は、町内9団体の保存会に1団体当たり2万円を補助いたそうとするものとなっております。

次に、4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホールの貸し館及び施設の維持管理に要するものとなっております。

1節報酬、9節旅費でございますが、まほろばホール運営委員8名の報酬及び費用弁償となっております。

11節需用費につきましては、一般消耗品のほか施設管理におけます電気、水道、灯油、ガス等の燃料費と光熱水費が主なものでございます。

88ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、建物火災保険料、電話、切手等の通信運搬費となっております。

13節委託料につきましては、施設の総合管理業務委託のほか、電気料金の軽減を図るための電気料金デマンド業務委託分でございます。

14節使用料、賃借料につきましては、清掃用具借上料、電波障害電柱添架料でございます。

18節備品購入費ですが、まほろばホール大会議室用プロジェクターとパソコン及び玄関用マットの購入に要するものでございます。

19節負担金及び交付金の主なものは、大和町文化振興協会への自主事業運営費補助金でございます。特に本年度は町制施行55周年の記念の年でありますので、まほろばミュージカル等を予定いたしておるところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費です。吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営費に係る経費についての計上であります。

7節につきましては、体育館の巡視員等の賃金です。

11節につきましては、施設の電気料等が主なものでございます。

89ページになります。

13節委託料につきましては、センター管理業務員の委託料、施設整備の維持管理及び警備業務の委託料であります。

15節につきましては、落合教育ふれあいセンターの高架水槽、給水管等のヒーター線交換工事等の計上であります。

19節につきましては、負担金で黒川地区防火管理協議会への負担金です。

次に、6目森の学び舎活動費です。こちらにつきましては、施設の管理運営に要する費用の計上であります。

11節、12節については、施設の維持管理費用の計上であります。

13節につきましては、施設の清掃管理等の委託料の計上です。

14節につきましては、学校教育活動での施設利用に係る町内児童生徒の輸送の車借上料となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

5項保健体育費1目保健体育総務費でございますが、スポーツ振興審議会、体育協会、体育指導員会等の活動及びスポーツ少年団等への支援助成、各種スポーツ教室及び大会運営、武道館の管理などに要する経費などを計上しております。

1節報酬につきましては、スポーツ振興審議会委員5名分と体育指導員15名分の報酬でございます。

90ページをごらん願います。

8節報償費の報償金はスポーツ教室、各種大会の講師、審判員への謝礼金です。賞賜金はスポーツ支援奨励金の交付やスポーツ賞の顕彰を行うほか、各種大会でのメダル・盾の授与を行うものとなっております。

11節需用費の消耗品につきましては、コピー代等一般事務用品のほかに南川ダム周辺での「歩け走れマラソン大会」の賄い料が主なものとなっております。

19節につきましては、全日本自転車競技選手権大会開催の負担金、補助金では町体育協会、スポーツ少年団に助成するものが主なものとなっております。

91ページをごらん願いたいと思います。

次に、2目体育センター管理費でございますが、体育センターの管理運営に要する経費を計上いたしております。

11節需用費は、電気料、水道料のほか、修繕料は雨樋修繕を予定するものとなっております。

13節委託料につきましては、消防設備及び電気設備保守点検の委託料となっております。

次に、3目広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、北目、鶴巣山田、三ヶ内のレクリエーション広場5カ所分の管理運営費でございます。

11節需用費の光熱水費は、各広場の水道・電気料となっております。

13節委託料につきましては、各広場の管理運営を地域に委託するものとなっております。

次に、4目総合運動公園管理費ですが、総合体育館、多目的広場、陸上競技場、テニスコートなど公園内の管理運営の費用となっております。

7節賃金は、施設管理嘱託員5名分の賃金でございます。

11節需用費の中で主なものにつきましては、燃料費が暖房用の重油・灯油代、除雪車の軽油、芝刈機や公用車のガソリン代、光熱水費は電気料と水道料、修繕料につきましては自動ドア、浄化槽修繕、小破修繕料となっております。

13節につきましては、施設の管理及び保守点検の委託料といたしまして、室内分では電気設備の保安管理、夜間の警備、清掃などの管理及び各設備の保守点検業務、屋内分といたしましては除草・植栽などの業務を委

託するものとなっているところでございます。

92ページをご覧いただきたいと思えます。

14節の機械借上料は、施設利用の券売機や印刷機のリース料となっております。

18節備品購入費、庁用器具費はバレーボールの支柱や公式テニスネット、走り高跳び用のマットを購入するものでございます。

機械器具費につきましては、体育館の公用車でございます軽自動車を更新する費用となっております。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費につきましては、野球場、テニスコート及び多目的広場の管理運営費でございます。

13節につきましては、施設管理業務として芝草管理、植栽、除草、清掃及び電気設備の保守点検委託料となっております。

14節の機械借上料は、スポーツトラクター運送用の2トンダンプのリース料となっております。

次に、6目自転車競技場管理費でございますが、施設の維持管理業務等については県スポーツ振興財団側から町が委託を受けて管理をしているものでございます。

7節賃金、嘱託員1名の3カ月分の賃金を計上いたしているところでございます。

11節需用費の修繕料につきましては、走行クラック等の補修代となっております。

93ページをお願いいたします。

13節につきましては、芝等の管理、電気設備保守や浄化槽、夜間警備、清掃、消防設備等の管理委託業務となっているところでございます。

18節につきましては、室内での自転車トレーニング用ローラー購入代金でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

次に、7目学校給食センター費でございます。これにつきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に関する費用であります。

1節と9節につきましては、学校給食運営審議会開催に伴う委員の報酬と費用弁償であります。

11節につきましては、学校給食の賄い材料、給食センターの施設運営に要する光熱水費、施設整備、厨房機器の修繕費であります。

12節につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費を含む校納金振替手数料であります。

13節につきましては、学校給食調理業務委託料、給食センターの施設設備の維持管理、点検等委託料であります。

14節につきましては、印刷機、清掃用具等の借り上げなどのリース料であります。

15節につきましては、地下ピット内の給湯管更新工事、ボイラー用煙突据え付け工事等の計上であります。

18節につきましては、運搬車補充用食缶等の購入費の計上であります。

94ページをお願いします。

19節につきましては、全国学校栄養士協議会県支部等への負担金であります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、94ページの中段、10款の災害復旧費でございますが、農林水産施設、公共土木施設、文教施設につきましては、おのこの科目の設定を行ったものでございます。

95ページでございますが、11款公債費でございますが、22年度の当初の起債の残高が78億 7,000万円ほどというふうに昨日ご紹介を申し上げたところでございますが、そちらの償還に要します元金と利子をおのこの記載をいたしたものでございます。

12款予備費につきましては、前年同額の1,000万円を見込んだものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

それでは、続きまして、予算書の111ページをお願いいたします。

議案第25号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出の予算を20億6,003万4,000円と定めるものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分等につきましては第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条としまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

予算説明書の118ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項の国民健康保険税につきましては、1目2目それぞれ21年度の課税状況をベースにそれぞれの所得状況と保険者数、並びに低所得者層に対します軽減措置を考慮しまして予算措置をいたしました。

次のページをお願いいたします。119ページです。

2款1項の手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款1項の国庫負担金につきましては、医療費に要します国庫負担金、高額医療並びに特定健診に要します国庫負担金でございます。

2項国庫補助金につきましては、交付金でございます。国民健康保険財政安定調整のための交付金と介護従事者処遇に要する臨時特例交付金、さらには出産費用に要する補助金でございます。当初時点では概算推計額で予算措置をさせていただきました。

次のページの4款でございます。

1 項療養給付費交付金につきましては、退職者医療に要する交付金でございます。

5 款 1 項前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者65歳から74歳までの方の該当者相当分に基づく交付金でございます。

6 款 1 項県負担金につきましては、国庫負担金同様の高額療養費並びに特定健診に充当するための負担金でございます。

2 項県補助金につきましては、療養給付費及び乳幼児医療費への補助交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項共同事業交付金につきましては、高額な医療に対応するための国保連合会よりの交付金でございます。

8 款 1 項財産運用収入につきましては、国保基金の利子でございます。

9 款 1 項他会計繰入金につきましては一般会計よりの繰入金でございます。それぞれ節のとおり、法定ルール内の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

10 款 1 項繰越金につきましては、21年度からの繰り越しでございます。1 目につきましては科目の設定でございます。

11 款 諸収入につきましては、すべて科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

124 ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、国民健康保険会計運営に要します事務の経費でございます。

11 節の需用費につきましては、国民健康保険証及び高齢者受給者証等でございます。

12 節につきましては、保険証送付代金等でございます。

13 節の委託料につきましては、医療レセプト点検委託でございまして、国保連合会へ委託するものでございます。

2 目団体負担金につきましては、国保連合会への町村割の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税費につきましては、国保税賦課徴収に要する経費でございます。

3 項運営協議会費につきましては、国保運営協議会委員の報酬、費用弁償等でございます。

4 項趣旨普及費につきましては、国保制度の啓発用のチラシ等でございます。

2 款 1 項療養費療養諸費でございます。療養諸費につきましては、1 日から 4 日までそれぞれ医療費の公費負担、すなわち 7 割負担相当分の国保連合会へ町から負担する分でございます。

5 目審査手数料につきましては、医療費の審査手数料で、これにつきましても国保連合会へ委託するものでございます。

2 項高額療養費につきましては、それぞれ高額医療の限度額を超える分につきまして公費負担するものでございます。

次の 127 ページ、お願いいたします。

3 項葬祭費でございます。葬祭費、1 人当たり 5 万円ということでございます。

4 項出産育児諸費につきましては、出産育児一時金でございまして、赤ちゃん 1 人当たり 42 万円で予算化しております。

5 項移送費につきましては、病院下におきます患者様の移送費の車代でございます。

次のページ、3 款後期高齢者支援金等 1 項でございます。これにつきましては、国保会計より国に定める、省令に定める率によりまして社会保険支払基金へ支払う町からの負担金でございます。

4 款 1 項前期高齢者納付金等でございます。以下、4 款から 6 款につきましても 3 款同様の町からの負担金でございまして、社会保険診療報酬支払基金へ負担するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項共同事業拠出金でございます。国保連合会への拠出金でございまして、各町村の医療実績に応じた支払負担金でございます。

8 款 1 項特定健康診査等事業費でございます。

1 目 13 節の委託料でございます。これにつきましては、特定健診に要し

ます経費で、特定健診業務を健診機関へ委託するものでございます。

次のページ、2項保健事業費1目8節報償費につきましては、健康世帯、優良健康世帯への記念品等でございます。

13節につきましては、医療費の通知の電算を委託する委託料でございます。

28節繰出金につきましては、町一般会計への繰出金でございまして、町で行います集団検診の際に、国民健康保険加入相当分につきまして特別会計より一般会計の方へお願いするものでございます。

9款1項基金積立金につきましては、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

10款1項公債費につきましては、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

11款1項償還金及び還付加算金につきましては、国保税の還付金及び医療費の返還金等ございまして、主に実績、見合いに応じました予算措置でございまして、科目設定の部分もでございます。

12款1項は予備費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸義春君。

保健福祉課長（瀬戸義春君）

予算書の136ページ、お開きいただきます。

議案第26号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ13億7,231万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定によります。

一時借入金の借り入れの最高額を 3,000万円と定めるものでございます。

142ページ、お願いいたします。

歳入であります。1款1項1目第1号被保険者保険料1節特別徴収分、2節の普通徴収分につきましては、被保険者数所得状況等を勘案しまして保険料の見込額を計上いたしましたものであります。

2款1項であります。科目の設定でございます。

2款1目でございます。生活援助事業利用者の負担料でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節でございます。介護給付見込額の法定負担分の計上でございます。

143ページ、お聞きいただきます。

2項国庫補助金でございます。1目調整交付金につきましては、交付金の見込額の計上でございます。

2目の地域支援事業交付金につきましても、介護予防事業についての交付金の見込額でございます。

3目の包括支援事業2事業につきましても、介護予防ケアマネジメント事業に要するものでありまして交付金の見込額でございます。

4款1項1目の介護給付費負担金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費見込額の30%の負担分でございます。

2目の地域支援事業支援交付金でございます。現年度予防事業に要する交付見込額でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金でございます。介護給付費見込額の12.5%の法定負担分でございます。

2項1目、2目でございます。これにつきましては科目の設定でございます。

3項県補助金1目地域支援事業の介護予防事業につきましては、予防給付費の法定負担分でございます。

2目の包括的支援事業2事業につきましては、ケアマネジメント事業に要するものの計上でございます。

3目の介護基盤緊急整備特別事業交付金につきましては、高齢者グループホームの整備予定に要する交付金でございます。

6款1項1目財政調整基金につきましては、利子相当分でございます。

7款1項1目1節の介護給付費繰入金でございますが、介護給付費見込額の12.5%の法定負担分の計上でございます。

2節につきましては、職員給与等の繰り入れでございます。

145ページ、お願いします。

3節、4節でございますが、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業への法定負担分の繰り入れでございます。

2項基金繰入金の1目財政調整基金繰り入れにつきましては、財源の調整による繰り入れでございます。

2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金でございますが、介護報酬等の改定による介護保険料の上昇を抑制するため国より交付されるもので、所要の繰り入れをするものでございます。

8款については、繰越金の計上。

9款1項につきましては科目の設定でございます。

3項1目、2目、3目につきましては、科目の設定でございます。

4目の雑入でございますが、主なものとしたしましてはグループホームすずらんからの土地代の収入、配食サービス利用者負担分、予防計画サービス収入を計上いたしましたものでございます。

147ページであります。歳出でございますが、1款の総務費につきましては介護保険事務に要する経費の計上でございます。

1項1目一般管理費でございますけれども、11節につきましては事務用品、予算書等の印刷代でございます。

12節の手数料でございますが、介護保険システムプログラム保守料等の計上でございます。

13節につきましては、庁舎移転に伴うシステム機器の業務委託料でございます。

14節の土地借上料につきましては、グループホームすずらんの土地借上料であります。

機械借り上げ料につきましては、介護保険システムのリース料の計上でございます。

19節につきましては、1団体への負担金であります。

補助金につきましては、グループホームの2ユニット整備に係る予定分

として計上いたしているものでございます。

25節につきましては、基金利子の積み立てでございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、11節につきましては保険料納入通知書等の印刷費、12節につきましては介護保険料の額の納入通知に係る通信運搬費、13節につきましては納入通知時期等の改正に伴う書式等のシステム改修委託に要する経費でございます。

3項1目認定調査費等の8節でございますが、介護認定調査に係る調査員への謝礼でございます。

11節につきましては、コピー代ほか車両に係る経費を計上いたしております。

12節手数料につきましては要介護認定のための主治医意見書の作成手数料、13節は指定居宅介護支援事業への委託分でございます。

19節介護認定審査会に係ります黒川地方行政事務組合の負担金、27節は重量税等であります。

4項1目計画策定委員会費でございますけれども、介護保険運営委員の費用を計上いたしたものであります。15名分でございます。

149ページであります。2款1項1目居宅介護サービス給付費等は、要介護者のデイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴介護などのサービス給付見込額でございます。

2目の施設介護サービス給付等費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの利用に係る給付見込額でございます。

3目の居宅介護サービス計画等費については、ケアプラン策定等に係ります見込額でございます。

4目の地域密着型介護サービス給付費であります。高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護サービスに要する見込額でございます。

2項1目高額介護サービス等費の12節につきましては、決定通知書等の通信費用の計上でございます。

19節につきましては、要介護者の利用者負担額が高額となり限度額を超えた分を給付するための見込額でございます。

2目の高額介護予防サービス費は、要支援1・2の方で介護予防サービスを受けて利用者負担額が高額となった場合の給付で、見込額の計上でご

ございます。

3目の高額医療合算介護サービス費は、世帯内での医療及び介護保険の自己負担額合計が一定額を超えた場合、上限額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給するもので、給付見込額でございます。

3項1目介護予防サービス給付等費につきましては、要支援1・2で介護予防サービスの給付見込みでございます。

2目の介護予防サービス計画給付等費は、要支援1・2の方で介護予防ケアプラン作成に係ります給付見込額でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費は、要介護者が老人福祉施設、老人保健施設等を利用したときの居住費、食費についての費用負担分の計上でございます。

5項1目審査支払手数料、12節につきましては、国保連合会に対します審査手数料でございます。

151ページ、お願いします。

3款1項1目、2目につきましては、科目の設定でございます。

4款1項1目介護予防特定高齢者施策事業でございますが、7節、8節につきましては、訪問調査、訪問指導の際の看護師、歯科衛生士などの費用の計上、11節はコピー代等、12節につきましては生活機能評価事業に要する通信費、13節委託料につきましては、運動機能向上のための転倒予防事業、生活機能評価業務、口腔機能向上事業に要する経費の計上でございます。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、7節は介護予防講座などの看護師、栄養士への賃金の計上、8節につきましては、介護予防研修会、出前講座、いきいきボランティア講座での講師謝礼の計上、11節につきましては出前講座等の資料代、13節は生活援助サービスなどの業務委託経費の計上でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費であります、8節は地域包括支援センター運営協議会委員への謝礼、11節は事務用品等に要する経費の計上、12節手数料で

ございますが、包括支援センターシステム保守に要する保守料の計上でございます。

13節委託料につきましては、予防給付ケアマネジメント業務に係る給付見込額の計上、14節は包括支援センターシステム機器の借りに要する費用の計上でございます。

2目総合相談事業費につきましては、どのような支援が必要か実態把握に要する費用の計上でございます。

3目権利擁護事業費につきましては、成年後見制度の活用を図るための費用、虐待の早期発見、防止に要する費用の計上でございます。

153ページ、お聞きいただきたいと思いますが、4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、ケアマネジャー、ケアスタッフ等の研修費を計上しております。

5目の任意事業費8節につきましては、愛の訪問員、安心コールセンター事業協力員への謝礼、12節手数料につきましては安心コール機器設置や保守点検手数料でございます。

13節は配食サービス、コールセンター業務委託、14節は安心コール業務機器の借りに要する費用を計上いたしましたものでございます。

5款1項につきましては予備費の計上でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

158ページをお願いいたします。

議案第27号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,654万3,000円と定めるものでございます。内訳については、第1表のとおりでございます。

162ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますが、1款1項1目の財産貸付収入につきましては、宮床財産区誘致につきまして宮床生産森林組合、難波山菜組合等に貸し付けております土地の貸付収入21万3,000円でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子を計上いたしました。

2項の財産売払収入につきましては、科目の設定でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出との差につきまして基金からの繰り入れを措置したものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款諸収入の1項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所造林地の保険負担分について収入見込みを計上したものでございます。

4款2項、3項につきましては、科目の設定でございます。

164ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の管理会費でございますが、管理委員7名の活動経費を計上いたしました。報酬につきましては管理委員7人分、旅費につきましても、管理委員の活動に伴います費用弁償、研修時の普通旅費、10節につきましては交際費の計上をしたところでございます。

2款1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、財産区の運営に要する一般的な費用の計上でございまして、共済費につきましては嘱託員の社会保険料、7節賃金につきましては嘱託員及び用務員おのおの1名の年間費を計上しております。

需用費につきましては、消耗品費としてはコピー代、燃料費は灯油、印刷製本費につきましては予算書・決算書、光熱水費につきましては事務室の一定期間部分の電気料の計上を行っております。

役務費は、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費につきましては、財産区直営林等の管理に要する経費を計上しております。7節賃金は作業道の刈り払い等に要する経費を計上し、巡視員につきましては財産区有地につきまして2名、毎月巡視を行っておりますので、その経費を計上しております。

旅費、需用費等につきましては、研究所の会議につきまして、今回は保険の負担のみでございますがその会議の出席分、それから消耗品費につきましてはコピー代等、12節の役務費につきましては直営林につきまして期間更新のための森林災害保険料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、4団体への負担金の計上でございます。3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、こち

ら役務費の計上でございますが、保険料の計上でございます。植栽して20年までは研究所で保険料負担をするそうでございますが、20年以降につきましては財産区での負担という形になっておりますので、収入で4万円を見ておりますが、4万円を越す6万2,000円分は財産区の負担という形になってございます。

それから、諸費につきましては、19節につきましては町の3財産区で構成しております連絡協議会への負担分、28節繰出金につきましては、一般会計へ繰り出し後、各地域団体への助成等を行うものでございます。内訳につきましては、総務費のところでご説明させていただきましたので詳細については割愛をさせていただきます。

3款予備費につきましては、科目の設定として例年どおり行っております。

なお、22年度末の基金の見込みにつきましては、5億5,388万円の見込みでございます。

それでは、167ページをお願いいたします。

議案第28号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計の予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ561万4,000円と定めるもので、内訳につきましては第1表のとおりでございます。

説明につきましては、171ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目財産貸付収入でございますが、財産区有地2,931ヘクタールにつきまして吉田愛林公益会への年間貸付料として31万円、それから電力への敷地貸し付け等につきまして8,000円で合計31万8,000円の計上でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金利子の見込みを計上いたしました。

2項の財産売払収入につきましては、科目の設定でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出差の部分について基金からの繰り入れを計上したものでございます。

3款1項繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項森林総合研究所支出金につきましては、壇ノ下1、2の合計約2

0ヘクタールにつきまして除伐1の作業を行うために要します経費を、研究所からの交付を受ける見込み部分について計上したものでございます。

4款2項預金利子、それから3項の雑入につきましては科目の設定を行ったものでございます。

173ページをお願いいたします。

1款1項1目管理会費につきましては、管理会の運営経費を計上したものでございまして、報酬につきましては条例の改正によりまして日当制での8回分の金額を計上いたしております。

旅費につきましては、研修視察部分の経費のみの計上でございます。

交際費につきましては、例年どおりの計上でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節、12節ともおのおのコピー、予算・決算の印刷、それから連絡用切手代の計上でございます。

2目の財産管理費につきまして、7節賃金は作業道の刈り払いの賃金、11節につきましてはコピー等、19節につきましては4団体への負担部分の計上でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、収入でもございましたけれども、壇ノ下の4の62番の財産区直営林分を研究所の費用をもって造林を行っておりますが、その平成元年植栽分と昭和62年植栽部分についておのおの除伐1の作業を行うために要する経費でございます。

11節につきましては事務用品、12節につきましては災害保険料、13節はおのおの除伐1の経費を計上したものでございます。

4目諸費につきましては、19節負担金は3財産区で構成する連絡協議会への負担金、繰出金につきましては一般会計に繰り出した後に地域団体への助成を行うものでございます。2団体となっております。

吉田財産区の22年度末の基金残高見込みにつきましては、341万8,000円の見込みとなっております。

それでは、176ページをお願いいたします。

議案第29号 平成22年度大和町落合財産区特別会計予算でございますが、第1条歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ556万3,000円と定め、内訳は第1表のとおりとするものでございます。

それでは、180ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目の財産貸付収入でございますが、こちらは相川地区、報恩寺地区、松坂地区へおのおの貸し付けを行っております約100ヘクタールの土地になりますが、年間貸付料1万6,000円の計上でございます。

2目の利子及び配当金は、基金の利子を見込んでございます。

2項の財産売払収入につきましては、科目の設定でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出との差額について基金からの繰り入れを予定するものでございます。

3款、4款につきましては、おのおの科目の設定を行ったものでございます。

182ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目管理会費につきましては、管理委員7名に要する活動経費を計上したものでございますが、1節の報酬につきましては条例で2割削減という内容に議決をちょうだいいたしましたけれども、その内容での年間経費を計上しております。

旅費につきましては、協議会、管理会視察の経費等を見込んでおります。

交際費につきましては、前年同様の金額を計上してございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、コピー、予算・決算書、連絡用の切手代の計上でございます。

財産管理費につきましては、7節賃金につきましては財産区有地の境界等の刈り払い経費を見込んでおります。

11節はコピー代と、19節は山火事防止推進協議会への負担金。

3目の諸費につきましては、19節は3財産区によります連絡協議会への負担金、28節は一般会計繰り出し、後に地域の団体への助成を行う経費でございます。こちらも宮床同様、総務費でご説明いたしておりますので割愛させていただきます。

落合財産区の22年度末の基金残高見込みは、3億1,650万5,000円の見込みとなっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

185ページをお願いいたします。

議案第30号 平成22年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ690万9,000円と定めるものでございます。

2項としまして歳入歳出予算の款項の区分、金額については第1表によるものでございます。

188ページ、お願いいたします。

歳入でございますけれども、1款財産収入、2款寄附金につきましては、科目の設定でございます。

3款繰越金については、見込額についての計上でございます。

4款2項1目奨学金貸付金元利収入につきましては、奨学金の貸与者77名からの償還金でございます。

次のページ、189ページになります。

3の歳出でございますけれども、1款1項1目事業費21節貸付金につきましては、高校生6名、継続3名と新規3名、及び大学生21名、継続11名と新規10名を予定しておりますが、に対する奨学金の貸付金の計上であります。

なお、大学生の新規分に対する貸し付けにつきましては、月額2万円で計上しておりますことから、予定どおり新規10名が決定された場合につきましては予算に不足を生ずることとなりますので、補正予算等をお願いすることとしたいと考えております。

2目事務費につきましては、奨学事業審議委員会委員の報酬と費用弁償、それから事務費について計上しております。

25節積立金につきましては、歳入歳出の差額につきまして奨学事業基金への積み立てを行うものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前10時59分 休 憩

午前11時08分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

それでは、予算書の191ページをお願いいたします。

平成22年度大和町老人保健特別会計予算でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ517万4,000円と定めるものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項区分等につきましては第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

説明書の195ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1款1項支払基金交付金につきましては、1目、2目ともそれぞれ社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございまして、医療費への交付及び医療費審査に要する費用でございます。

老人医療会計につきましては平成22年度が最終年度となりますことより、交付金予算は発生しないと見込まれますことより、それぞれ科目の設定でございます。

2款1項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率の負担金でございまして、過年度分として最終精算されます予定でございます。

3款1項県負担金につきましても、2款同様、国庫支出金同様の見込額でございます。

次のページ、お願いいたします。

4 款 1 項他会計繰入金につきましては、町一般会計からの法定内の繰入金でございます。

5 款 1 項につきましては、21年度よりの繰越見込額でございます。

6 款諸収入につきましては、すべて科目設定でございます。

次のページ、お願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費 1 目一般管理費につきましては、老人医療費に要する事務経費でございます。

2 款 1 項医療諸費につきましては、それぞれ医療費、補装具、コルセット等、高額医療費、レセプト審査手数料などですが、最終年度となりますことより概算額を計上いたしております。

3 款諸支出金につきましては、還付設定でございます。

次の 199ページ、お願いいたします。

続きまして、議案第32号でございます。

平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第 1 条としまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 1 億 8,301万 2,000 円と定めるものでございます。

2 項としまして、歳入歳出予算の款項の区分につきましては第 1 表のとおりでございます。

説明書の 203ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては、保険料でございます。1 目につきましては年金天引き分、2 目につきましては普通徴収分でございます。

2 款 1 項手数料につきましては、科目設定でございます。

3 款 1 項一般会計繰入金につきましては、法定ルール内の町一般会計よりの繰入金でございます。

4 款諸収入につきましては、すべて科目設定でございます。

次の 205ページ、お願いいたします。

5 款 1 項繰越金につきましても、科目の設定でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、後期高齢者医療事務に要します経費でございます。

12 節の役務費につきましては、保険証の更新等の郵送料、13 節の委託料につきましては、健康診査の委託並びに医療管理システムの保守点検料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収に要する事務経費でございます。

次のページ、お願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者広域連合納付金につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合への大和町からの保険料納付額でございます。

3 款 1 項償還金及び還付加算金につきましては、平成20年、21年の実績見合いによります予算額を計上したものでございます。

4 款 1 項につきましては、予備費でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の 212 ページをお願いいたします。

議案第33号 平成22年度大和町下水道事業特別会計予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 8 億 9, 975 万 2, 000 円と定めるものでございます。

第 2 項につきましては、款項の区分及び金額につきましては第 1 表歳入歳出予算によるものでございます。

債務負担行為につきましては、第 2 表債務負担行為によるものでございます。

第 3 条地方債につきましては、第 3 表地方債によるものでございます。

第 4 条一時借入金の借り入れ最高額でございますが、2 億円と定めるものでございます。

215 ページをお願いいたします。

第 2 表の債務負担行為でございます。

平成22年度の水洗便所改造資金利子補給でございまして、23年度から25年度までを設定いたします。限度額は36万円。それから、22年度の水洗便所改造資金損失補償でございまして、これも23年から25年でございまして、限度額は融資資金に係る未回収金額を設定するものでございまして。

216ページの3表地方債でございまして。

起債の目的毎の限度額につきましては、公共下水道債 2,190万円、資本費平準債は限度額で設定いたしまして1億円、それから流域下水道債につきましては 3,000万円、合計1億 5,190万円とするものでございまして。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございまして。

218ページをお願いいたします。

歳入でございまして。

1款1項1目下水道事業負担金でございまして、前年度までの賦課分納分ですね、それから平成22年度の使用開始区域を予定いたし、13件分を見込んだ金額でございまして。

2款1項1目下水道使用料につきましては、前年対比で 5.8%の増の見込額で計上しております。

2款2項1目下水道手数料につきましては、各種手数料の見込額の計上でございまして。

3款1項1目水道費国庫補助金につきましては、補助事業費の 2,900万円の2分の1の計上でございまして。

219ページになります。

4款1項1目繰入金、管理費等の2分の1及び借入償還金と財源調整のため、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

5款の繰越金及び6款の預金利子につきましては、科目設定でございまして。

6款2項1目雑入につきましては、下水道事業に対する宮城県環境事業公社からの補助金を見込んでおります。

7款1項1目下水道債につきましては、補助事業、単独事業に係る公共下水道債、資本費の平準化債、流域下水道債の本年度の予定額を計上いたしております。

220ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費のほか使用料金の賦課徴収委託、水洗便所普及費、水質規制及び施設の維持管理に要する費用の計上でございます。

主なものといたしまして、11節需用費につきましてはマンホールポンプの電気料、修繕料などでございます。修繕料につきましては舗裝修繕、それから公共井及びマンホールポンプの修繕に要する費用でございます。

12節の役務費の通信運搬費につきましては、マンホールポンプ電話料、それから手数料につきましては使用料の徴収取扱手数料、污水管等の緊急清掃、くみ取りの手数料でございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他、流域下水道の接続点8カ所、特定事業所の18カ所の定期的な水質調査及び下水道台帳の作成業務、さらに下水道マンホールポンプと排水管の清掃業務委託に要する費用でございます。

19節の負担金ですが、これにつきましては、吉田川流域下水道維持管理運営費の下水の予定排水量と、単価により予定額を計上したものでございます。

仙台市の下水道維持管理費につきましては、宮城大学、それから大衡村の維持管理費につきましては、系線のマンホールポンプ場分の維持管理の金額予定額を計上したものでございます。

221ページでございます。

補助金につきましては、水洗便所改造資金利子補給金、融資あっせん額の予定分の利子補給額の計上でございます。

27節の公課費につきましては、消費税及び地方消費税納付の見込額計上でございます。

次に、1款2項の下水道建設費でございますが、1目建設費につきましては公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金を計上いたしております。

主な施策の概要につきましては、26ページ以降に記載をいたしております。

次に、主な歳出項目でございますが、13節の委託料につきましては、管

路長寿命化計画策定業務委託に要する費用でございます。

14節の機械借上料につきましては、下水道工事の積算システムのリース料でございます。

15節の工事請負費につきましては、補助事業分といたしまして末端管渠の整備促進でございますが、大平地区の污水管布設工事及び松坂地区の舗装復旧工事を予定しております。それから、単独事業分でございますが、柴崎地区のマンホールポンプ設置工事及び大平地区のマンホールポンプ更新工事を予定しております。

19節の負担金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の本年度分の負担を予定いたしております。

22節の補償金につきましては、下水道工事に伴う水道管の布設替え等の物件移転補償費でございます。

2款1項公債費につきましては、平成22年度分の元金償還及び利子支払額の計上でございます。以上が下水道でございます。

次に、230ページをお願いいたします。

議案第34号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。

総額をそれぞれ5,151万7,000円と定めるものでございます。

2項でございますが、款項の区分ごとの金額につきましては第1表歳入歳出予算に定めるものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

233ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

平成22年度水洗便所改造資金利子補給でございます。23年度から25年度まで、限度額は36万円でございます。

次は、資金損失補償の方でございますが、期間は23年から25年、限度額の融資資金に係る未回収金額に該当したものにつきまして設定をいたします。

次に、235ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業分担金でございますが、ほぼ賦課決定は終了いたしておりますが、前年度賦課分につきまして見込額を計上するほか、滞納繰り越し分につきまして計上いたしております。

2款1項1目の施設使用料につきましては、前年度比13.3%増で見込んでおります。

3款1項農業集落排水事業の県補助金につきましては、当年度分の維持管理補助金の見込額を計上いたしております。

236ページとなります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、管理費分の充当繰り入れ、一般会計からの繰り入れでございます。

5款繰越金、6款諸収入につきましては、科目設定でございます。

次に、237ページの歳出でございます。

1款1項1目管理費につきましては、事務経費及び管渠マンホールポンプ、クリーンセンターの維持管理に要する経費の計上でございます。

主なものですが、11節需用費につきましてはクリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びポンプ等の修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては、機器点検手数料及び使用料の徴収取扱手数料でございます。

13節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務の委託に係る経費でございます。

19節補助金の水洗便所資金利子補給金につきましては、融資あっせん予定分の利子補給を計上いたしております。

27節公課費につきましては、消費税、地方税の支払見込額でございます。

2款1項の公債費でございます。

238ページでございますが、これにつきましては、22年度分の元金利子の支払償還予定額の計上でございます。以上が農集排事業でございます。

次に、246ページをお願いいたします。

議案第35号でございます。平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算でございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,117万 5,000円と定めるものでございます。

2項につきましては、款項の区分、当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それから、第2条債務負担行為につきましては、第2表の債務負担行為によるものでございます。

第3条の地方債につきましては、第3表地方債によるものでございます。

249ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、これにつきましては水洗便所改造資金利子補給でございます。前年と同じで23年から25年、限度額36万円。

損失補償につきましては、同じく23年度から25年度、限度額につきましては融資資金に係る未回収金額ということでございます。

250ページの地方債でございますが、こちらにつきましては合併処理浄化槽の整備事業債の限度額の設定で、今年度 900万円を設定するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、252ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金につきましては、新たに設置予定に係る分担金の見込額の計上でございます。

2款1項1目使用料につきましては、前年比 9.8%増で計上いたしております。

3款1項1目合併処理浄化槽国庫補助金につきましては、これまでの設置実績に伴う精算、補助金の精算に伴いまして補助金の本年度見込額について計上をいたしております。

4款1項1目につきましては、管理費等の一般会計からの繰入金を予定

しております。

253ページ、5款繰越金及び6款の預金利子につきましては、科目設定でございます。

6款2項の雑入につきましては、消費税還付金の見込額の計上でございます。

7款1項町債につきましては、合併処理浄化槽の借入見込額の計上でございます。

254ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上でございます。

11節の需用費につきましては、修繕費につきましては、浄化槽の軽微な修繕30カ所を見込んだ計上でございます。

12節役務費につきましては、合併浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料及び浄化槽の法定検査手数料の計上でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守点検や料金算定業務及びメーター検針等に係る委託料でございます。

19節の補助金につきましては、水洗便所改造資金利子補給金につきまして融資あっせんの予定分につきまして利子補給見込額を計上したものでございます。

1款2項1目合併処理浄化槽の建設費でございます。新規設置事業に係る工事費の計上でございます。

255ページでございますが、主なものでございます。15節の工事請負費につきましては、浄化槽10基の設置を予定した計上でございます。

19節補助金につきましては、合併処理浄化槽設置事業につきまして旧吉岡西部地区に対する浄化槽補助金の見込額を計上しております。

2款1項公債費につきましては、平成22年度分の利子の支払い分の計上でございます。以上が合併処理浄化槽事業会計でございます。

次に、263ページをお願いいたします。

議案第36号 平成22年度大和町水道事業会計予算についてでございます。

第1条総則でございます。

第2条が業務予定量でございます。給水戸数につきましては前年度並みの8,500戸を予定しております。

次に、年間の給水量及び1日の平均給水量でございますが、年間給水量は335万5,600トン、それから、1日平均給水量につきましては、本年度の県大崎広域水道からの受水契約水量1万1,150トンとなっておりますが、この8割の8,920トンを平均給水量といたしております。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入につきましては、水道事業収益の合計で7億68万4,000円、支出は7億6,014万1,000円といたしております。収支差し引きで54万3,000円の黒字収支予定をいたしております。

次に、第4条の資本的収支、収入・支出の予定額でございます。

収入につきましては、資本的収入の合計額で8,625万円、支出合計額で2億5,673万6,000円の予定でございます。

第4条の括弧書きでございますが、収支の不足分でございます。1億7,048万6,000円、このうち過年度分損益勘定留保資金で1億6,048万6,000円、それから建設改良積立金から1,000万円を補てんすることといたしております。

264ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。これにつきましては、鶴巢落合線配水管強化対策事業の本年度工事費に係る分から6,600万円を借り入れ予定するものでございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員の給与費6名分でございますが6,432万2,000円といたすものでございます。

第7条でございますが、他会計からの補助金の規定でございます。

高料金対策等の補助金としまして、一般会計から繰入予定額を1億426万4,000円と定めるものでございます。

第8条のたな卸試算の購入限度額につきましては、2,000万円と定めるものでございます。

次に、平成22年度予算の説明書に入ります。

265ページから説明書になってございます。265ページから268ページにつきましては、先ほどの収支関係の実施計画書でございまして、269ページにつきましては、当年度の資金予定額でございまして。

受入資金、支払資金の規定でございまして、前年度よりは資金全体の枠で減るようなことになっております。これにつきましては、繰上償還等が少なくなっていることと開発負担金等の収入がなくなっているということでございまして。

270ページ、お願いいたします。

270ページにつきましては、平成21年度末の大和町水道事業の予定の貸借対照表でございまして、平成21年度の決算見込額による期首の予定額ということでございまして。

主なものでございまして、資産の部、固定資産につきましては合計で57億348万2,000円となっておりますが、配水管等の構築物の増加等によりまして1,600万円ほど増加する予定でございまして。

それから、271ページの方の流動資産でございまして、これにつきましては現金預金の増加によりまして合計で6億6,824万5,000円、前年対比で7,000万円ほどの増加をいたしております。

資産の合計は63億7,172万8,000円で、前年度より8,600万円ほどの増加でございまして。

次に、負債でございまして、負債につきましては見込額の計上で1億2,200万円を見込んでおります。

次、資本の部になりますが、自己資本金につきましては18億1,288万8,000円、一般会計からの出資金や補助金、それから建設改良積立金等からの補てん分により2,800万円ほど増加予定を見込んでおります。

272ページをお願いいたします。

借入資本金でございまして、企業債の残高でございまして、14億1,804万5,000円、前年度対比で2,028万7,000円ほど減少する予定でございまして。

資本金の合計につきましては、約800万円ほど減の32億3,093万4,000円という状況を見込んでおります。

次に、剰余金でございまして、剰余金につきましては微増の28億4,851万8,000円を見込んでおります。

利益剰余金につきましては1億7,027万5,000円で、これにつきましては各種積立金や当年度未処分利益剰余金の増加によりまして前年度対比で7,926万9,000円ほどの大幅な増加を予定しております。

資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては62億4,972万8,000円、負債資本の合計63億7,172万8,000円を予定しております。

資本合計から企業債を差し引きました自己資本構成費につきましては、77.3%となりまして0.6ポイント上昇する予定でございます。

次に、273ページの22年度末の予定貸借対照表でございます。

こちらにつきましては、資産の部で1,700万円ほどの増加で57億2,079万5,000円の予定でございます。管渠等構築物の若干の増加によるものでございます。

274ページをお願いいたします。

流動資産につきましては、未収金の減と現金・預金の増によりまして合計で6億6,435万2,000円、資産合計で63億8,514万8,000円、前年度より1,342万円ほどの増を見込んでおります。

負債の部につきましては、未払金の予定額1億3,000万円を予定しておるものでございます。

次に、資本の部につきましては、資本金でございますが、自己資本金の繰り入れ、借入資本金等の減少もありまして、資本金合計は32億4,131万円、1,037万6,000円ほどの増加を予定しております。

次に、22年度末の剰余金でございますが、これにつきましては利益剰余金、各種積立金で、ここにございます5,940万円の増で、当年度分の未処分利益剰余金等で約6,435万6,000円の減、資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては542万円、微増でございますが、増の62億5,514万8,000円となる見込みでございます。

こちらの年度末の自己資本構成比につきましては、77.5%となる予定で0.2ポイントの上昇を見込んでおります。

次に、276ページをお願いいたします。

平成21年度の大和町水道事業予定損益計算書でございます。21年度の決算見込みというようなことになるかと思っております。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支につきましては1億2,44

2万 3,000円の営業損失、3の営業外収益と営業外費用における営業外収支につきましては2億 5,243万 9,000円の黒字ということで、経常利益が1億 2,801万 6,000円の経常利益を最終的に予定をいたしております。

これにつきましては、開発負担金の21年度のリサーチパーク等の収入1億 4,000万円ほどございましたので、そちらでの経常利益の発生ということでございます。

それから、次 277ページでございます。

予算の内訳書でございます。

初めに、収益的収入・支出でございますが、収入の水道事業収益の給水収益につきましては、水道料金及びメーター使用料、これらを合わせまして、本年度見込額約 2.8%増を見込んでおります。

2目の受託工事収益につきましては、公共下水道工事及び道路改良事業等関連の整備に伴う配水管移設に係る受託工事収益でございます。

それから、3目の給水加入金につきましては160件の新規を見込んでおります。

それから、4目のその他営業収益につきましては材料売却収益、それから給水工事の設計審査手数料、それから下水道料金等の徴収の業務受託料、それから消火栓の維持管理手数料等の計上でございます。

次に、2項の営業外収益でございますが、1目一般会計補助金につきましては高料金対策等の補助金、県の受水料負担に係る概算計上でございます。

2目につきましては預金利子でございます。

278ページをお願いいたします。

3目開発負担金につきましては、大規模負担金等の予定がございませんのでアパート等の建築等の見込額を計上したものでございます。

4目雑収益につきましては、第三者による給配水管の破損修繕収益でございます。

次に、支出に入ります。

1款の水道事業費用の浄配水費につきましては、給料、手当、法定福利費の人件費、損益勘定支弁職員として4名分の計上、2名分につきましては資本勘定支弁職員といたしております。

賃金につきましては、事務費補助員12カ月分でございます。

保険料につきましては、各種基準保険料によるものを計上しております。

委託料につきましてはメーター検針10名、それから大崎市の水道部への水質検査の委託、それから水道メーターの検定期間満了による交換業務、それから開始・中止業務などの委託料の計上でございます。

279ページでございますが、動力費につきましては、宮床2号ポンプ場外8施設の動力電気料でございます。

修繕費につきましては、給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検定満期のメーターの修理費用でございます。

受水費につきましては、県営の広域水道からの受水料金でございます。前年度に比べまして約10%弱、減少をいたしております。料金の改定を見込んでおります。

それから、賃借料につきましては、水道料金のシステム、文書管理システムなどによるコンピューター機の借上料でございます。

2目の受託工事費につきましては、下水道と道路工事等に係る配水管の布設替えの工事費を予定しております。

次に、3目の総係費でございますが、報酬につきましては水道審議会12名の報酬でございます。

委託料につきましては、水道事業庁舎の宿日直業務委託でございます。

賃料につきましては、水道施設、石倉の暫定ポンプ場用地の土地借上料及び升沢簡易水道、八志田橋のNTT施設添架等の使用料等の計上でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械装置、それらの22年度分の償却分でございます。

280ページをお願いいたします。

5目及び6目につきましては、たな卸資産減耗費とコードカバー、分水サドル等の購入原価等を計上いたしております。

営業外費用でございますが、営業外費用につきましては、企業債の利息、雑支出といたしましては第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に、281ページの資本的収支及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入の1項1目企業債につきましては、鶴巢落合線配水管強化工事等に係る企業債の借り入れ予定額の計上でございます。

2目出資金につきましては、広域化事業等によるもので、対策事業として企業債に係る元利償還金の相当額につきまして一般会計からいただいているものでございます。

次に、支出でございます。

1款の建設改良費1項1目配水管布設事業費につきましては、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的な配水管の布設替え工事を実施するものでございます。吉岡天皇寺、吉田峰地区、それから宮床の松倉地区、シラクボ地区と、延長で1,840メートルを予定しております。

2目の鶴巢落合線配水管強化事業につきましては、平成21年度より5カ年計画で実施をいたしておる事業でございます。給水の安定を図るものとして本年度は洞堀川水管渠及び町道への配水管の布設工事を予定しております。人件費及び管工事費の計上でございます。

それから、3目の簡易水道事業費の管工事につきましては、漏水対策としての難波金取南、それから金取北地区の配水管布設替え工事、それから根古・若畑簡易水道の原水の安定を図るための取水口の整備を計上いたしております。

282ページでございます。

4目の老朽管対策事業につきましては、吉岡上町地内及び城内中地内の配水管の布設替え工事及び過年度工事区域の舗装復旧工事費を計上いたしております。

5目営業設備費につきましては、新設のメーターの購入費でございます。

2項1目企業債償還金につきましては、借入元金の支払予定額を計上したものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

日程第15「予算特別委員会の設置について」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第24号から議案第36号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第36号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長に浅野正之議員、副委員長に鶉橋浩之議員が選任されました。

お諮りします。

議事の都合により、3月10日は休会といたします。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月10日は休会とすることに決定し

ました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定し
ました。

本日でこれで延会します。

再開は11日の午前10時です。

午前 1 1 時 5 5 分 延 会